

宝暦六（一七五六）年紀州船エトロフ島漂流記について

川上淳

はじめに

ここに紹介する『宝暦六子ノ年 紀州日高郡蘭浦堀川屋八左衛門船難風逢蝦夷嶋へ漂着仕候ニ付口書并諸書付覚』は、宝暦六（一七五六）年に紀州船がエトロフ島に漂着し、エトロフ島や帰還途中の蝦夷地での見聞を記した漂流記である。こうした近世の漂流記は数多く残され、翻刻されて史料として活用されているものも多い。

この宝暦六年の紀州船のエトロフ漂着の事実は、後で述べるように最上徳内が簡単に紹介しており、その後もこの最上徳内の記述を基に、紀州船エトロフ漂着の事実を簡単に引用している史料もあった。

しかしながら、これまでその漂流顛末を記した漂流記の存在は知られていなかった。それが、最近になつて筆者

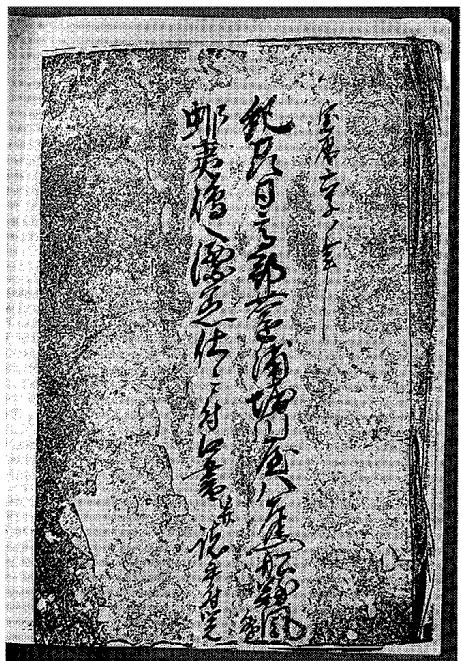


写真1 表紙

が複写を入手することができたので、ここに翻刻しその内容について検討する。

この史料が重要と判断されるのは、宝暦ころのエトロフ島の様子については、これまでほとんど史料がなく、この時期のエトロフ島の具体的な姿を知る上で貴重な史料が得られたということである。

本史料の原本の所在は不明であるが、和歌山県金屋町の吉松良治氏がコピーを所持しておられた。吉松氏から筆者がコピーをいただき、ここに紹介することができたのである。その入手経路については、別に報告したことがあるが、ここに改めて概略を述べたい。

また筆者は、以前から千島通史を書いてきているが、この漂流記は千島史の空白部分を埋める貴重史料であるので、一八世紀後半の千島史を述べる際に、内容を紹介し一部引用したことがある。^{*2} そちらも参照されたい。

一、入手経路と史料の形態

十年前のことであるが、前述の吉松良治氏から、一通の問い合わせの手紙が筆者の職場に届いた。今その手紙を探し出せないが、「江戸時代の宝暦六年に和歌山からエトロフ島に漂流した漂流記が手元にある。これについて何か分かっていることがあれば教えてほしい」という内容であったと思う。

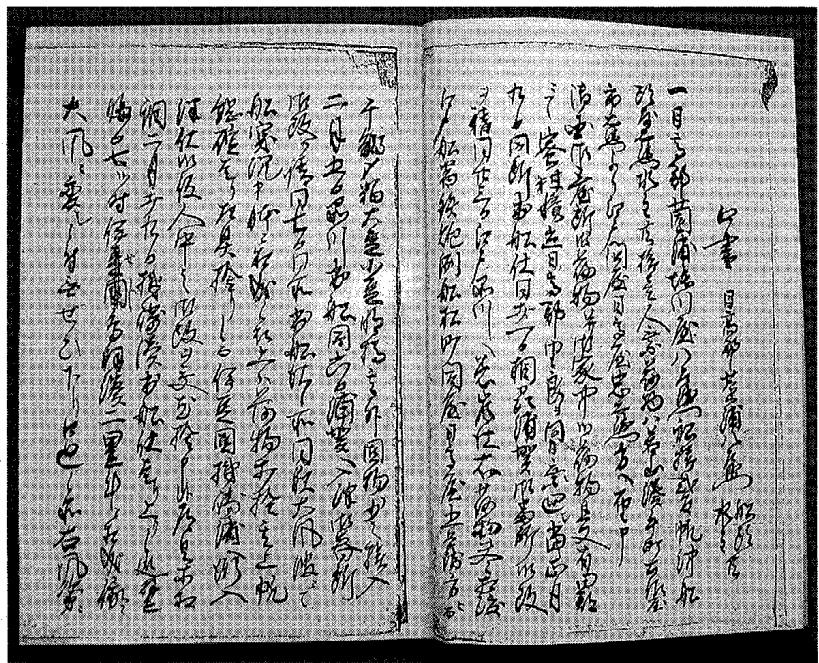


写真2 一~二頁

筆者はこれを読んで思い当たるところがあつた。詳細は後述するが、最上徳内の『蝦夷草紙』下巻の最初に「エトロフ嶋の事」という項目があり、そこに、「紀州蘭村堀川屋八右衛門手船」がエトロフ島に漂着したという記述を思い出した。早速、このことを連絡し、できればコピーを入手したい旨返事を出したが、この時は吉松氏が多忙のため、コピーは入手できなかつた。

その後数年が経過し、筆者は和歌山県に栖原家史料の調査に行く機会があり、金屋町の吉松氏を訪ね、その漂流記を見せてもらうことにした。しかし吉松氏が手元に持っていたのはコピー本であり、次から次に人の手を経て吉松氏に廻つて来たということで、原本の所在を確認することができない事が分かつた。しかしながら、コピーは比較的良好な複写であつたので、原本を再現することは可能であつた。

コピー本が縮小、拡大されているか否かは不明であるが、その大きさは、縦二四・五センチメートル、横一五・五センチメートル、一六丁の和綴本である。一部に虫食いらしい跡が見受けられ、そのため判読不能の箇所が數カ所ある。表紙には「宝暦六年ノ年 紀州日高郡蘭浦堀川八左衛門船難風ニ逢蝦夷地ヘ漂流仕候ニ付口書并諸書付覚」というタイトルがある。

本書の記述は、「口書」と「諸書付」の「覚」があり、ほとんどが帰還後、船頭以下水主らが語つた漂流顛末や見聞を書き記したものである。

一、本漂流記に関する史料等

(一) 最上徳内等の記載

前述したように、最上徳内の『蝦夷草紙』下巻の最初に「エトロフ嶋の事」という項目があり、次のように記載されている。^{*3}

モヨロといふ処、蝦夷村あり。此所の乙名クテンルトといふ。此浜に古碇あるいは三頭あり。六七拾貫目より八拾貫目程なり。松前漂船留書を探索するに、紀州園村堀川屋八右衛門手船沖船頭友右衛門、宝曆六丙子年二月七日、豆州浦賀の湊より出帆して難風に逢ひ、同五月十七日、此モヨロに至る。天明丙午迄、三拾年前に當る。其以後、此嶋に我朝の人行ざる嶋なれば、未だ我朝の人を見ざる蝦夷人多し。

徳内はこの『蝦夷草紙』より前に、『蝦夷國風俗人情之沙汰』を書いているが、同様に^{*4}

(前略) モヨロといふ処に蝦夷村あり。此村の乙名をクテンルといふ。此乙名の漁獵の稼檣場の浜辺に、古碇三頭あり。一頭の重さ七十貫目より八十貫目程宛あり。松前家漂流船の留書にて探索するに、紀州園村堀川屋八右衛門手船、沖乗船頭友右衛門、宝曆六丙子年一月七日相州浦賀の湊を出帆して、難風に逢ひ、同年五月十七日に此モヨロに漂着せり。天明六丙午年に距て三十年以前に當る。其已後此嶋に日本的人物渡海せざる嶋

なれば、いまだ日本の人物を覗ざる土人多し。

とある。徳内は天明六（一七五六）年にエトロフ島に渡つた時、モヨロで古い碇が三個あるのを見つけ、それを松前藩の「漂流船留書」で調べたところ、宝暦六年（一七五六）年五月十七日にエトロフ島モヨロに漂着した紀州薦村堀川屋八右衛門手船で、沖乗船頭は友右衛門であつたことが分かり、エトロフ島に日本人が渡つたのは、この紀州園村の漂流民が初めてで、その次は三十年後の徳内であると述べている。

この記述で重要なのは、松前藩に「漂流船留書」なる記録が当時あつたことである。管見では、現在このような記録は残されていない。

（二）木村謙次の記載

木村謙次は、近藤重蔵に従い最上徳内らとともに寛政十（一七九八）年に、蝦夷地からエトロフ島に渡つた。その時の日記が『蝦夷日記^{*5}』である。エトロフ島ベルタルベに着いた七月二十七日の条に次のように記している。

八ツ半時、最上か舟ハベツタルヘ着、二舟ハ岩さき切岸の間を漕く、モヨロ（小川）、此あたり捨碇あり、此碇ハ宝暦六年丙子二月七日、紀州薦村ほり川や八左衛門手舟、舟頭友左／＼欠／＼衛門、相州浦賀発帆ニテ、難風ニあひ、五月十七日モヨロニ着たるといふ説あり、天明六丙午年迄三十年前と徳内説、是何ニよりたるを不知これは、徳内から聞いた話で「徳内説」としているが、その根拠を聞いていなかつたようで「是何ニよりたるを不知」としている。

(三) 松浦武四郎の記載

松浦武四郎が、エトロフ島について詳細に記したのは『蝦夷日誌^{*6}』である。その巻之四の「ヘロタベベサキ」(ベルタルベ崎) という地名の説明書きに、次のような記載がある。

最上常矩は此処に初て着岸の節、紀州園村ほり川屋八右エ門手船頭友右衛門、相州浦賀発帆致し難風ニ逢、宝暦六年丙子五月十七日此処に着して破船せし碇を見たりと。今なし。惣而此上は皆峨々たる岩山にて硫黄氣多く、樹木は只半腹より下に有のみなり。奇岩怪石置々重々として屏をなし。少しも船を寄する場なし。又汐当り強くして甚だ悪し。又十五六丁ニ而平砂浜。陸の方は皆訴叢

とあり、前述の徳内の記述を引用している。武四郎は嘉永二（一八四九）年にエトロフ島に渡りこの場所に行き実見しているが、その碇は今はないとし、さらに、船を着けるような場所ではないとも記述している。

(四) 「日本近世漂流記年表」

前述の（一）～（三）が江戸期に記載された、紀州船エトロフ島漂着の記述であるが、最新の漂流関係の研究成果を網羅的に抜き出した加藤貴編「日本近世漂流記年表^{*7}」には、

宝暦六年（一七五六）二月、紀伊国蘭村の船が相模國浦賀を出帆後難風にあり、五月にエトロフ島に漂着。

最上徳内「蝦夷草紙」四附録、エトロフ島の事

という記載があり、徳内の記述のみが抽出され、漂流記が現存していないことが知れる。

こうしてみると、これまで松前藩の「漂流船留書」をもとに記載した、最上徳内の『蝦夷國風俗人情之沙

汰』と『蝦夷草紙』しか、この紀州船エトロフ島漂流を記した史料はなかつたのである。

三、漂流経緯

漂流経緯については、本史料に詳しく記されているので、以下本史料によつて復元すると次のようになる。

漂流した日高郡園浦の堀川屋八左衛門（最上徳内の記述では八右衛門）の持ち船は一二反帆、沖船頭友右衛門ら水主を含めて一一人乗りであつた。

「以下、時間順に記述されてるので、箇条書きとする。」

宝暦六年

一月 九日 紀州由良港を出帆。荷物は若山（和歌山）漆牛町の土佐屋市右衛門から江戸問屋日高屋忠右衛門に届ける御台所御荷物と御家中荷物であり、有田郡で蜜柑を積みたてた。

二十一日 浦賀番所に着船、改を受ける。

二十三日 江戸品川に着岸、荷物を江戸問屋日高屋忠右衛門方に渡し、鉄砲洲船松町問屋日高屋五兵衛方より、干鰯メ粕・大豆小豆・明樽等を積む。

二月 五日 江戸品川を出船。

六日 浦賀番所で、改を受ける。

七日 浦賀出船。同夜、大風波に遭い、荷物・碇などを捨て、ようやく伊豆国磯崎浦に入津、役人の改を

受ける。

二十九日 磯崎浦出港。

三十日 伊勢鳥羽湊の二里ほど沖合で、俄に大風が起こり次第に強くなる。

三月 一日 不明の島二つを見、風が強くなり船が沈みそうになる。

三日 おもりを切り捨てる。

五日 朝まで強風が続き、夕より東風になる。同夜中、帆柱が折れる。

六日 朝、大西風となり、梶が傷む。その後、梶が無く流される。

五月 十七日 一面大雪の島を見る。元船から橋船を降ろし、島に上陸。小舟を一艘置いた小屋を発見。

二十七日 昼過ぎ、鬼のような六人の人と出会うが、言葉が通じなかつた。

二十八日 男女子供ら七、八〇人が来て、大将格の者が何かを話しかけてきたが、分からず、浦賀番所の切手を見せてると、松前城下からの書付を見せてきた。これで彼らが蝦夷（アイヌ）で、この島は蝦夷の内のエトロフという島であることが分かり、少し安心した。

二十九日 蝦夷人が（和人を珍しがつてか）三〇〇人ほど集まつてきた。

六月 二日 彼らの案内で、西の方へ山越えして海辺に出ると、一〇〇軒ほどの家があつた。夕方小船で大将の所に案内され、食事など世話になつた。

十二日 小船三艘に私どもを乗せ出船し、日が暮れると陸で一宿するということを何日か繰り返した。

七月二十二日 クナシリ島に渡る。また何日か進む。

八月 三日 蝦夷島（北海道）のノツシヤミ（納沙布）に渡る。

九日 ア（ツ）ケシ（厚岸）湊に着船。ここで和人に会い委細を報告。（徳川御三家の）紀州様の百姓といふことで大切にされた。

九月 九日 千石積みの松前藩御用船に乗せてもらい、アツケシを出港。

十七日 松前城下に着船。松前でも大切にされる。

二十二日 松前を出船。

二十三日 津軽三馬屋（三廄）に着船。

二十四日 三馬屋を出発、陸路江戸に向かう。

十月十八日 江戸鉄砲洲日高屋忠兵衛方に着く。

これら漂流経緯の後に、「ゑどろふ惣おとな共へ」という文書の写と、「蝦夷人相」という記述が続く。これについては次節で述べたい。

四、松前藩からエトロフ島乙名への文書

紀州船の者たちは、島に漂着し上陸して暫くすると、その島の住人に出会つた。言葉が通じなかつたので、浦賀番所の切手を見せると、島の者からも文字の書いてある紙を見せられた。これらを本文から抽出すると、

何分相分り不申仍私共方より浦賀御番所御切手ヲ見せ候得ハ、向よりも書候ものを取出し私共へ見せ候ヘバ、

松前御城下より去ル午ノ年出御書付ニテ、右ハ御城米積候船七艘之内四艘行衛相知不申ニ付右船流レ寄候得ハ、致大切御注進可仕との趣ニテ、則別紙之通ニ御座候、夫よりハ私共も蝦夷と存相心得少シハ案堵仕候、とあり、それは松前藩から「去ル午年」(寛延三年)に蝦夷地に出された文書で、漂流の船があれば大切にして、松前に知らせるようと書いてあつた。

ここで重要なと思われるは、紀州漂流民がエトロフ島に至つた初めての和人と考えられるが、その時にすでに松前藩からの文書がエトロフ島に渡つていた事実である。

この松前藩からの文書を要約すると凡そ次のようにになろう。

幕府御城米積船七艘が寛延三(一七五〇)年に箱館に着船。そのうち四艘は箱館を出船し、東蝦夷地に走行したが破船、或いは行方不明になつた。幕府の米を積んでいたので、もし漂着したなら蝦夷(アイヌ)人は船荷物を大切に預かり置き、松前藩からの指示があるまでしつかり荷物を守ること。勿論、船頭や水主を助け大切にし、次から次に亀田番所まで船頭・水主らを送り届けること。すべてどんな船でも破船の品があつたなら、同様に心掛けること。万一勝手に荷物を乱暴に扱うことがあつたら、罰する。これらは以前より伝えてあることであるが、これらの船に限らず、今後も同様であるので心得ること。

という内容であつた。

松前藩の場所經營の「場所」開設は、大部分は慶長年中(一五九六～一六一四年)に区画されたとされ、遠隔地であるアツケシ場所は寛永年中(一六二四～一六二八年)、キイタップ場所は元禄十四(一七〇二)年、クナシリ場所は宝暦四(一七五四)年にキイタップ場所のうちクナシリ島を割いて設置されたことが、『蝦夷地一件^{*8}』や『休

明光記附録^{*}に記されている。すなわちこの文書が発せられた寛延三年は、クナシリ島まで場所が開かれていたが、エトロフ島はまだ場所が開かれていらない段階の時である。

この文書がどのような経路でエトロフ島に達したかは不明であるが、松前藩町奉行所から「ゑとろふ惣頭おとな共」へ発せられた事実は、注目に値する。さらにエトロフ島の乙名らは、漂流民が漂着した時にこの文書を見せたことは、単に松前藩からの文書をエトロフ島のアイヌ乙名が持っていただけではなく、この内容をほぼ理解していたということでもある。

五、エトロフ島アイヌの風俗等

紀州船が漂着した宝暦年間のエトロフ島の様子は、記録がなくほとんど不明であった。しかし、本書の発見によつて、エトロフ島の様子やエトロフ島アイヌの風俗をかなり具体手的に知ることができる。

本書には「蝦夷人相」という項目がある。これを要約してまとめると以下のようになる。

一、アイヌの身長は男女とも五尺九寸～六尺四寸位程である。

二、目は丸く猿目で、髪はほどよく切り、口髭は膝上に届く程である。長い髪は輪にし、全身に髪が生えている。

三、女子の片腕に入れ墨があり、嫁ぐともう一方の片腕にもする。縁づけば唇に入れ墨をする。

四、男女とも衣類は鶲の羽や熊皮でつくる。婚礼など大切なときは、松前からの衣類（木綿など）を着る。

五、男女全て履き物はなく、裸足で歩く。

六、行水などは一切しないので、臭い。

七、家は草葺きで、「まこも」の草のようである。こもや敷物もこの草で編む。

八、家にはいろいろがあり、その傍らで寝る。

九、男女とも耳に輪を五・七個付け、首には数珠のように飾りをしている。

一〇、長さ一丈あまりの蘷があり、合羽に使う。味は梨のようである。

一一、長さ四・五寸の百合がある。

一二、海川にはたくさんの鮭などが手で捕れる程いる。釣りや鉛を使い、魚・鯨を食物にし、魚は頭を叩いて料理する。

一三、五六月でも寒いが、アイヌは汗を出している。

一四、アイヌはいつも弓を持ち歩き上手である。矢の先は鹿の角でつくり、鹿や熊を捕る。矢先には毒を塗る。

一五、エトロフ島ではラツコを捕り、皮を剥ぎ肉は村中に分け与える。この皮をカツコロから貰い、アツケシに持参したところ「御法度」ということなので、通辞に渡した。

一六、エトロフ島の乙名カツコロの家に八畳敷きくらいの熊皮があり、家宝にしていた。

一七、鍋・タバコは「中古」に松前から伝わっている。

一八、エトロフ島からアツケシまでの首長等の名前

頭分おとな…加つころ

惣領…まうてかい

二男…とみまさかい

三男…ゐこる

四男…かにつら

女子…ううまか

同所下役人…へけちかい・ききまん・ふるし太夫

クナシリ頭分…名前失念

惣領…三吉（松前から名前を貰う）

アツケシ頭分おとな 惣領…かもいつい

隠居親…いこるしゅんげ・しつほかね

下役人…ほうでん・うさし

以上から、当時エトロフ島には松前からの鍋・着物・タバコなどが伝わっていたことが分かり、さらに別の史料に出てくるカツコロやマウテカイ（マウテカアイノ）・三吉などのアイヌ有力者の固有名詞も知れる。¹⁰

おわりに

以上見てきたように、本書は宝暦年間のエトロフ島の様子を知る貴重な史料ということができる。エトロフ島までは、松前藩からまだ交易船などを派遣していなく、松前藩もエトロフ島の様子はほとんど知っていなかつた。現

在においても、当時を知る史料は他になく、ここに紹介した紀州船の漂流記が唯一の史料ということになろう。具体的には、エトロフ島アイヌの生活の様子や風俗を知ることができる。また産物としてラツコなどが捕れていたことも注目に値する。ただ、ラツコ皮は交易品としての商品価値が理解されていなかつたようである。交易品としては「中古」から鍋・タバコが松前藩から伝わってきてているという。これは直接交易ではなく、アッケシやクナシリ島アイヌの仲介交易が想定されよう。

アイヌ社会に関する記述では、後の他史料でも確認出来る首長各の者がいたことを再確認することができる。エトロフ島のままでかい（マウテカアイノ）やクナシリ島の三吉などがそれである。

さらに、注目されるのは、松前藩の文書がエトロフ島乙名に届いていたことである。これも直接手渡しではないが、漂流船の処置などは松前藩の指示が理解され、それに基づいて荷物の保護や漂流人の護送が徹底されていた。この事は、後のクナシリ・メナシの戦いにつながる「剛強な蝦夷」イメージとは異なる。その意味では「剛強な蝦夷」観の再検討を考える好史料を得たといえよう。

残念ながら、本漂流記の原本の所在は不明である。また、今のところ類似する史料は報告されていないが、それらの発掘も課題である。

末尾になつたが、本漂流記のコピーを所持し、快くそのコピーを提供してくださつた和歌山県金屋町の吉松良治氏に感謝申し上げる。

註

- *1 川上淳「一通の手紙と、紀州船エトロフ島漂流記」(『わたすげ』第一三号、わたすげ同人会、二〇〇四、浜中町)
- *2 川上淳「千島通史(五) 一八世紀後半の千島(一)」(『根室市歴史と自然の資料館紀要』第一九号、二〇〇五)
- *3 『蝦夷草紙』最上徳内著(吉田常吉編、時事通信社、一九六五)
- *4 『蝦夷國風俗人情之沙汰』(『日本庶民生活史料集成』第四卷、三一書房、一九六九)
- *5 茨城県立歴史館所蔵長島尉信筆写本『蝦夷日誌』(本書の翻刻は、吉澤義一が『茨城県立歴史館報』二二号、一九九五に「長島尉信筆写本 木村謙次『蝦夷日記』抄(その二)」として紹介している。なお別に山崎栄作編『木村謙次集』上巻(青森、一九八六)にも木村謙次『蝦夷日誌』が翻刻されている。
- *6 『蝦夷日誌』巻之四(松浦武四郎著、秋葉實編『校訂蝦夷日誌全』、北海道出版企画センター、一九九九)三編一一八頁
- *7 加藤貴編「日本近世漂流記年表」(『漂流奇談集成』、株式会社国書刊行会、一九九〇所収)
- *8 『蝦夷地一件』(『新北海道史』第七卷史料一、北海道、一九六九)
- *9 『休明光記附録』(『新撰北海道史』第五卷史料一、北海道庁、一九三六)
- *10 加つころ(カツコロ)の名前は、「湊覺之進復命書」(『北海道史』第一卷、北海道庁、一九一八)にあり、まうてかい(マウテカアイノ)は、最上徳内『蝦夷國風俗人情之沙汰』の中にエトロフ島シャルシャムの乙名として登場する。三吉(サンキチ)は、寛政元(一七八九)年に病氣になり、薬として和人から貰った酒を飲んで死亡したので、毒殺されたに違いないということになり、これが発端となつて「クナシリ・メナシア(ヌの戦い)」が始まった。この記述は『寛政蝦夷乱取調日記』(『日本庶民生活史料集成』第四卷、三一書房、一九六九)などに出てくる。かもいつい(カモイトレ)またはカマイボンデンは、アッケシのイコトイの父であることは、近藤重蔵の「東蝦夷地アツケン悪党蝦夷イコトイ風聞繕候書付(草案)」(『大日本近世史料近藤重蔵蝦夷地関係史料一』、東京大学出版会、一九八四、一二二頁)などに記載されている。

【翻刻】「宝暦六子ノ年 紀州日高郡蘭浦堀川屋八左衛門船難風逢蝦夷嶋へ漂着仕候ニ付口書并諸書
付覚」

凡例

- ・ タ→より、江→え、而→て、茂→も、とした。
- ・ 判読不能な文字は□とした。
- ・ 一行に小文字で二行表記してある部分は、縦一行に改めた。
- ・ 小文字は普通文字とした。

宝暦六子ノ年

紀州日高郡蘭浦堀川屋八左衛門船難風逢

蝦夷嶋へ漂着仕候ニ付口書并諸書付覚

口書 日高郡蘭浦八左衛門船頭水主共

一、日高郡蘭浦堀川屋八左衛門船拾式反帆、沖船頭友右衛門、水主共拾老人乗、荷物八若山湊午町土佐屋市右衛門
より、江戸問屋日高屋忠右衛門方へ届申

御国御台所御荷物并御家中御荷物、且又有田郡ニテ蜜柑積立、日高郡由良ヲ同日乗廻シ、当正月九日同所出船仕、同廿一日相州浦賀御番所御改ヲ請、同廿三日江戸品川へ着岸仕、右荷物夫々相渡、江戸船宿鉄砲洲船松町問屋日高屋五兵衛方ニテ、干鰯メ粕大豆小豆明樽其外固物少々積入、二月五日品川出船、同六日浦賀へ入津、御番所御改ヲ請、同七日同所出船仕候所、同夜大風波ニテ船突沈申体ニ相成候故、上ハ荷物打捨其上、帆綱碇走り道具捨リ候て、伊豆国磯崎浦へ漸入津仕、御役人中之御改ヲ受、尤捨申候道具等相調、二月廿九日磯崎湊出船仕走り上り候處、翌晦日七ツ時伊セジ鳥羽湊二里斗ニ相成、俄ニ大風ニ変シ候ニ付、無ゼひ下り口廻候所、右風次第ニ強ク罷成船突參、翌三月朔日何国共不存嶋式ツ相見ヘ候ヘ共、風強船突き沈メ不申体に相見ヘ申候上、同三日權切捨段々突ケ居候所、右之風同五日朝迄吹申候、同日渚ニテ同夜五ツ時分より東風ニ相成候ニ付、桁ヲ柱ニ仕帆ヲ巻乾ノ方へ向走り候得ハ、同夜九ツ過右之柱又走折、同六日朝五ツ時分より又々大西風ニ替シ殊之外浪高ク相成候ニ付、梶ヲ床ニ痛相見ヘ申候故、船え引込梶なしニテ数日十方ニ暮流居候得ハ、五月十七日朝何国共不存、一向一面之大雪ニテ地之山白ク相見ヘ候ニ付、右嶋へ取付申度元船ハ二三里程沖へ掛置、橋船ニテ私共地方へ乗参申候、右ハ風烈敷地方大雪ニ御座候得ハ、右場所へ上り候ヘ共、逆も存命可仕様ニ不奉存候、折節江戸ニテ積合候鉢鼓御座候ニ付、右鉢鼓五ツ橋船へ積入右地方へ乗り参り候所、俄々タル嚴にて逆も上り候義成申候、無是悲磯伝ひ二三里斗も東ノ方乗行候所、少シ上り進申場所御座候ニ付、此所より右山へ上り候て、民家相尋候得共、得尋当リ不申及暮皆々寄集り、最早絶体絶命の場と奉存候、件ノ鉢ヲ叩念佛一遍之候日ヲ送リ申、然共又何卒民家相尋當リ申度段々尋参り候処、□□四間程長草家四軒、其傍二四五人も乗可申様成鯨ノ羽にて閉候小船壹艘御座候故、何夫人來り不申と存候、右小屋にて蓬露并磯草ヲ件ノ鉢ノ裏ニテ煮食物ニ仕候、然処右露長サ一丈程元口ニテ折口□□四寸程葉広サ指渡し五尺余も

御座候て、味ハ梨子ヲ給ひごとくニ覺申候、蓬ハ苦味少も無御座候、磯草味ノ義ハ此辺之磯草同様ニ御座候、乃之同廿七日迄日數十日之間右之山ニ居申候、然処同日午ノ刻過何者共相知レ不申すきましき絵ニ見申候、鬼ノ様成物六人壱町程向へ相見候て、双方見合互ニ恐入暫シ言葉もなく顔見合居、向よりも何ノ言葉も無之候得共、私共傍ヘ罷越候所、髪ハ膝迄生下リ身にハ鹿ノ服共会見え候ものヲ着シ色々と申候へ共、一円通シ不申、無全方時ヲ移申候所、同日申ノ刻頃右連來り候者共之内、小人四人へ何か申相返残り式人ハ私共傍ニ一宿仕、翌廿八日辰ノ刻過又々男女子供打連七八十人程相見え、中ニも大将と存候者ヲ背中ニ負候て、私共尋余り何やら申候得共、何分相分り不申仍私共方より浦賀御番所御切手ヲ見せ候得ハ、向よりも書候ものを取出し私共へ見せ候へバ、松前御城下より去ル午ノ年出御書付ニテ、右ハ御城米積候船七艘之内四艘行衛相知不申ニ付右船流レ寄候得ハ、致大切御注進可仕との趣ニテ、則別紙之通ニ御座候、夫よりハ私共も蝦夷と存相心得少シハ案堵仕候、右之所ハ蝦夷之内エトロフと申嶋ノ由ニ御座候、同廿九日ニハ所々之蝦夷人と相見ヘ段々相集り凡三百人余も相見候、何如して色々申候得とも是以一円相分り不申、其俟ニテ六月二日朝迄ハ鱈ノ魚と生鯨何方より哉取寄せ呉候ニ付、食物ニ仕居申候、二日朝私共ノ手ヲ取同所ヲ出、山へ掛リ三里余之山ヲ西ノ方へ越シ候得ハ、亦々海辺ニ成此所ニハ蝦夷人家百軒余も御座候、夫より小船ニ乗走り色々所同日酉ノ刻前ニ大将と存候者之家へ召連行、食物ハ魚類ニテ六月十二日朝迄介抱ニ相成居候処、同日朝小船ニ三艘ニ私共ヲ乗せ、同所出船漕乗り日暮候得ハ右ノ船ヲ陸ニ引揚一宿、又夜明候へ者右船ヘ乗漕出し毎々右之通ニ仕、段々七月廿二日ニ、クナシリと申嶋ヘ渡り夫より又前段之通ニ仕、段々船漕參り八月三日ニ、ノツシヤミと申申処へ渡り、此所より松前御城下へ繞嶋ニ御座候由、夫よりアケシと申湊え同月九日ニ着船仕候所、番人通し衆平の屋金十郎加藤嘉右衛門と申仁此所ニ罷有候、右兩人へ委細承り候所、松前御領分御大

法ハ破船ニ候者共ハ、蝦夷人段々ニ送被聞申筈ニ候得とも、私共義紀州之百姓と申ニ付、右番人衆も殊之外大切ニ被致右同日より米味噌等被下給申候、然処

紀州様之百姓故、蝦夷人ニ為給候儀得不仕候由ニて番人衆も難渋被致候内、松前様御用船凡千石余積候船四月十四日ニ着船仕候、御上乗下國丹治殿御目付岩橋段六殿御船頭小林各次殿其外拾五人御乗組被成候然処、私共ヲ介抱仕乗せ参り蝦夷人ニハ、アツケシニて下國丹治殿より御褒美として着類タハコ米等被遣候、右丹治殿私共へ被仰聞候ハ、是より御城下陸路八十里、船路ハ凡四百里と申事ニて難船之者ハ蝦夷人々陸ヲ為送申筈之捷ニ候得ハ、其方ハ紀州様之御百姓故陸ニて成共船ニて成共、勝手次第送らセ可申と被仰聞候得共存候ハ、陸地ニて蝦夷人之食物魚類給參候由、承候ニ付、船ニて御送り被下様ニ御頼申、夫より右御用船ニ御乗せ被下候ニ付船中人数相増、飯米少ク右役人衆初メ船中不残粥ヲ給、九月九日ニ、アツケシ湊出船仕同十七日松前御城下え着船仕候、然所私共着類も無御座候ハハ、松前様より船頭水主拾壹人之者ヘ布子壹ツ宛被下置候うへ問屋拾軒へ宿被仰付、隨分大切ニ介抱可仕段被仰渡候由、勿論私共へハイケ様之願有候共、願之通御聞届可被下候旨被仰渡候、尤私共松前ニて願之儀ハ問屋ヲ以御頼申上金子拾五両路金ニ仕度段、御願申則拝借仕候、右金子ハ江戸ニて御屋敷へ上納仕度段申上候得ハ返上ニハ不及由ニ仰聞候、其上江戸御国御屋敷へ送り御届可申哉と被仰下ニ付私共申上候ハ、地方へ御渡被下候得バ、手前人數ニて罷越可申段申上、則總浦状申受、夫々御役人衆へ一札申上候うへ、鳥目六貫文ニて御借船被成下、同廿二日夕松前出发、同廿三日津軽三馬屋へ着船仕、廿四日同所出船陸地ニて十月十八日午ノ刻頃、江戸鉄鉋洲問屋日高屋忠兵衛方へ着仕候

一、十月十九日江戸ニテ御国御船奉行役所へ前条之趣御断申上候処、御同所より御中屋（敷欠力）へ御達被下候由

二て、翌廿日船頭友右衛門御会所へ御呼出し段々御尋被遊候、就夫船頭義ハ御用相済申迄相残可申間、水主共ハ国元へ御帰し被成下候様ニと奉願候所、願之通相済水主共ハ江戸より先達て便船ニて罷帰り、舟頭友右衛門義ハ江戸表ニ残り居申候て、委細之義猶御尋被遊夫々申上候て、右段々之趣口上書指上申候、然處松前ニて拝借仕候金子拾五両返上仕度段、右松前御屋敷へ船頭罷出申上候処、御留主置衆被仰聞候ハ、右金返納ニハ不及由、再上申上候ても御請取不被下、勿論此段御國御会所へ出ても不申上々様様ニと被仰聞候、然共件之品江戸御会所へ出申上候処、達て件之通被申聞候儀ニ候ハバ、其通ニ致置候様ニと被仰聞候ニ付、右金子ハ返上不仕候、尤会所ニて被仰聞候ハ、品ニより右及返納之義も可有之候間、其節指支不申様ニ問屋日高屋忠右衛門へ頼置申候ヘバ、右金返納之義被仰付候節ハ忠右衛門より上納仕吳候筈ニ御座候、右之通諸事相片付申ニ付閏十月十二日船頭友右衛門同所出たツ立仕、陸地ニて罷登候て尾州名古屋ニて相煩申候ニ付、同所ニて日數十日逗留薬用仕候所、快罷成候付同所出立伊勢ヘ御参宮仕、夫より京都登宿大坂天神堺住よしへ立願御札ニ社参仕当月十七日帰宅仕候、

右之通少も相違不申候已上

子十二月

船頭	友右衛門
水主	六次郎
ク	利助
ク	六右衛門
ク	市郎兵衛

四郎平

長九郎

治三郎
次郎兵衛

金八

かしき三之助

申渡ス

ゑどろふ惣頭おとな共へ

公方様御城米積船七艘今年箱館港え乗落シ、右之内四艘同所致出船残る。右之所ニ掛り居候様ニ龜田御番所より註進申来候、先月中より東風吹、沖合ニテ暖風強自然ハ東蝦夷地之内へ走行品により破船、或ハ走上り候事も有問屋ものニテ無之候、米余斗積候ハハ

公方様御用米積船ニ有之候間、是等之船方一走上候事も有之候ハハ、蝦夷人共大勢出し爲致手伝候テ船荷物共隨分大切ニ相心得預置、此方より御指図御座候迄入念相守居可申候、勿論船頭水主共ニ至迄叮寧ニ養育致、所々之蝦夷共段々ニ相送り龜田御番所へ無異義送リ届候様ニ可致候、惣て何船ニ不限破船之品有之候ハハ、是以右之通相心得可申候、万一我保ニ船荷物共ニ致乱妨取散シ候事、追て於相知ハ御味吟之上急度御仕置可被仰付候、右之趣前々より被仰出事ニ候得ハ、右御城米積船今年ニ限り不申年々船數箱館湊へ乗落シ候ニ付、此已後爲心得又々被仰渡候間、左様ニ相心得可申候以上

午ノ六月 町奉行所

追加

右之通、東蝦夷地おとな共へ一等ニ申渡置候事ニ候得共、遠方之義ニ付爲承知之上、近方のおとな共へ其方より先通し置可被下候已上

蝦夷人相

一、せい五尺八九寸六尺三四寸位迄、但男女共

一、目ハ丸ク猿目、髪ハ夫々程能切口髭ハひさふへ届く、其内長キ髪ハ輪ニ致し御座候、尤惣身ニ髪はへ、目の下鼻ノ脇、髪ハ短クして少斗有之、足ハ常ノことし

一、女子出生致し候ヘバ、外より娘ニ貰ニ参候て、右女子ノ片うてニ入墨仕候、縁付候節又片手ヘ入墨仕候、貰人無之候得ハ、其何ん捨申候由、尤縁付候者ハ、口びるヘ入すみ仕候、右入墨ハ

❖かくのことし

一、男女共衣類ハ鶉ノ羽ニテ捺候ト熊の皮ニテ捺候ヲ着仕候、いつれも袋に縫めより首と手ヲ出候程、口ヲ明ケ着仕候、尤婚礼又ハ大切成振舞などノ節ハ、松前より被遣候衣類ヲ着仕候由、

但シ子供ニ乳ヲ給させ候ニハ、すそより入レ候て給させ候

一、惣て男女共はきもの無之はだしニテ歩行申候

一、行水等一切不仕候ニ付殊外くさみ御座候

一、銘々ノ家ハ草ニテ葺御座候、右草ハまこも草ノ様ニして長サ四五尺程つゝ御座候、私共右嶋ヘ上ルニ壹尺斗ニ

て候得共、六月入候と急ニ四五尺程ニ生立申候、右草にてこもをあみ數物等ニも仕候
一、家々ニいろいろを長ケ三間横壹間程つゝ、ニ拵、木ヲ多ク焚、其端ニ家内之者寝申候、尤犬猫のことく丸ク成ふせ
り申候

一、男女とも耳ニ輪ヲ五ツ七ツ御座候、尤首ニハジゅずの様成輪ヲ入結メの様成玉などヲさし、其外色々の物さし
そヘ御座候、船頭舟より上り候節、鉄ヲ持上り候ヲ見つけみやけみやけと申候ニ付、不残大将へ遣し候得ハ、村中
へ賦ヶ件の首ノ輪ヘ五十、百程つつさしそへ申候、尤おとながつころ首ニ掛ケ申候、輪ノ重サ凡三百目程も可有御
座候

一、ふき長サ壹丈余ニ生立、元口ニテ四五寸葉のさし渡五尺斗も御座候、尤□□之節、合羽用ひ見申処、殊之外能
きものニテ御座候、味ハ梨子ノ如し

一、右嶋のゆりの花長ケ四五寸ニテ花咲申候、寒国故短ク御座候哉と奉存候

一、海川共諸魚夥敷、鮭などハ手ニテ取レ申程ニ御座候、右之所にて釣又ハもりなどニテ突取申候、右魚鯨等食
物ニ致し惣て魚ヲ釣候と、むしやうに魚の頭ヲたき料理いたし候節、中程より下ヲ切捨頭ノ方を給申候ニ付、不審
ニ存ジ捨候下ノ方ヲ焚給見候所味少々無御座候、尤給物水焚ニ仕塩類少も得給不申候、第一円ノ頭骨等ヲ賞翫仕候
一、右嶋寒國ゆヘ五六月ニも殊之外寒ク御座候処、蝦夷人ハからだよりあせ出申候

一、蝦夷人常ニ弓ヲもてあそひ至極上手ニテ御座候、弓ハ丸木矢ハ竹ニテ弦ハ木のあまはだをよりて致し、矢ノ根
ハ鹿ノ角ニテ銘々細工ニ拵申候、鹿熊其外何ニても時々節矢ノ根ニ毒ヲぬり申候、右毒ハ色やにのことし

一、ゑどろふニ罷有候同沖ノ磯にてよろこと申物を蝦夷人取參、皮ヲはき右ノ肉を村中ノ物へ分け當り給、船頭水

主共得も給候様ニと申候ニ付給申候、尤右皮ヲかつころより船頭貰候てアツケシ迄持参仕候処、御法度之由ニて通し人え相渡し申候

一、鷹ハ大キサ鳶よりも少大キク鶲当所之ニ羽かけも御座候

一、ゑどろふおとなかつころ家ニ熊ノ皮体ノもの、大キサ八畳敷程ノもの御座候ヲ所持致居候ニ付、様子相尋候得ハ熊ノ皮之由、尤かつころ家の重宝と相見え逗留仕候内三度までは是ヲ見せ申候、ケ様成皮ハ当地ニても珍鋪ものによしこ御座候

一、鍋并ニたばこハ中古松前より參候モノ歟、言葉爰許ニ相替候儀、無之候

エトロフよりアツケシ迄之内

頭分おとな 加つころ
惣領 まうてかい

二男 トミマラカイ

三男 ゐこる

四男 かにつら

女子 ううまか

同所下役人 へけちかい

ききまん

ふるし太夫

クナシリ頭分名前失念

惣領 三吉

是ハ松前より名前被下候由

アツケシ 頭分おとな

惣領 かもいつい

隠居親 いこるしゆんげ

しつほかね

年百三拾斗

下役人

ほうでん

ク
うきし